

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務委託	情報処理	富士通(株)	2,480,940	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	東淀工場電子計算機保守業務委託	情報処理	(株)日立ハイテクソリューションズ	4,861,500	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	平成25年度舞洲工場電子計算機保守業務委託	情報処理	(株)日立ハイテクソリューションズ	5,827,500	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託	情報処理	富士通エフ・アイ・ピー(株)	1,962,450	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	低公害貨物自動車リース事業業務委託	自動車賃貸	大阪ガスファイナンス(株)	1,615,918	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	舞洲工場エレベータ保守業務委託	エレベータ設備	東芝エレベータ(株)	4,107,600	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
7	鶴見工場電子計算機保守業務委託	情報処理	横河フィールドエンジニアリングサービス(株)	1,837,500	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
8	東北環境事業センター外3ヶ所 ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託	空調・冷暖房・換気設備	川重冷熱工業(株)	3,465,000	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
9	東淀工場エレベータ保守業務委託	エレベータ設備	日本エレベーター製造(株)	2,812,950	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
10	平野工場エレベータ保守業務委託	エレベータ設備	日本エレベーター製造(株)	3,477,600	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
11	八尾工場エレベータ保守業務委託	エレベータ設備	日本エレベーター製造(株)	1,512,000	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
12	西淀工場エレベータ保守業務委託	エレベータ設備	東芝エレベータ(株)	1,501,920	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
13	北斎場エレベーター及びエスカレーター設備保守点検業務委託	エレベータ設備 エスカレーター設備	東芝エレベータ(株)	5,565,840	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
14	鶴見工場エレベータ保守業務委託	エレベータ設備	日本エレベーター製造(株)	1,486,800	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
15	粗大ごみ収集申込受付業務及び小物金属類収集申込受付業委託	受付・案内	(株)エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト	163,153,504	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
16	面的評価システムデータ更新等業務委託	情報処理	中外テクノス(株)	2,877,000	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
17	西南環境事業センター外2ヵ所 ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託	空調・冷暖房・換気設備	(株)日立ビルシステム	1,950,900	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
18	瓜破斎場自動扉保守点検業務委託	その他設備	ナブコドア(株)	3,168,900	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
19	大阪市設小林斎場・佃斎場火葬業務委託	その他設備	(株)スター	22,176,000	平成25年4月1日	—	競争入札に付することが不利と認められるもの	
20	北斎場外1斎場自動扉保守点検業務委託	その他設備	ナブコドア(株)	2,923,830	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
21	此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託	エレベータ設備	(株)日立ビルシステム	2,986,200	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
22	環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託	庁舎清掃	共同総合サービス(株)	2,693,775	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
23	西淀工場電子計算機保守業務委託	情報処理	富士電機(株)	3,570,000	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
24	住之江工場エレベータ保守業務委託	エレベータ設備	(株)日立ビルシステム	1,348,200	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
25	南港管路輸送センター内機器等点検業務委託	その他保守点検整備	富士車輛(株)	10,363,500	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
26	南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業業務委託(概算契約)	その他保守点検整備	株式会社八紘製作所	4,082,809	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
27	天六公衆トイレ清掃・管理業務委託	便所	東宝ビル管理(株)	1,204,035	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
28	中部環境事業センター出張所エレベータ設備保守点検業務委託	エレベータ設備	日本オーチス・エレベータ(株)	1,507,590	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
29	UNEP国際環境技術センター警備業務委託(概算契約)	施設警備	(株)コアズ	7,598,514	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
30	環境データ処理システム保守管理業務委託	情報処理	レイシスソフトウェアサービス(株)	3,124,905	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
31	UNEP国際環境技術センター設備保守点検業務委託	その他保守点検整備	三菱電機ビルテクノサービス(株)	7,818,300	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
32	し尿収集運搬業務	廃棄物処理	大阪府衛生管理協同組合	4,838,400	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
33	一般廃棄物処理業者団体への事務委託	その他代行	一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会	2,091,663	平成25年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

随意契約理由書

1 案件名称

平成 25 年度 大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社 西日本営業本部

3 随意契約理由

本業務委託は、中央監視局（環境情報システム室）及び市内 26 ヲ所の測定局において設置している大気汚染常時監視テレメータシステムのハードウェア及びソフトウェアの保守管理及びシステムの保守点検を行うとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期回復を図るものである。

本システムは、主に富士通株式会社製のハードウェア及びソフトウェアで構成されており、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

また、本システムの業務プログラムについても上記業者が独自に開発し、著作権を所有している。

本業務の実施に当たっては、上記ハードウェア及びソフトウェアに関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づく保守を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な保守管理が可能であるとともに、責任の一貫性と性能についての保証を持たせる必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 （電話番号 06-6615-7944）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

(株) 日立ハイテクソリューションズ 関西支店

3 随意契約理由

本保守業務委託は、東淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機システムの予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を熟知している必要がある。

本電子計算機システムは、(株)日立ハイテクソリューションズの独自の技術により設計・製作されたのであり、部品についても独自の技術で製作されたものがほとんどである。

従って、保守業務委託を実施することができるのは、(株)日立ハイテクソリューションズだけである。上記の理由により、(株)日立ハイテクソリューションズ と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 東淀工場 (電話番号06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平成25年度舞洲工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

(株) 日立ハイテクソリューションズ 関西支店

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全及び故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り合い等を熟知している必要がある。

舞洲工場の電子計算機は(株)日立ハイテクソリューションズが事業責任者であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。また、部品についても独自の技術で製作されたものがほとんどであり、部品購入及び補修等については当該会社のみが取り扱っているため他社によることは不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー社のパッケージソフトをベースとしたもので、本市向けのカスタマイズ業務についても、パッケージソフトの開発業者である富士通エフ・アイ・ピー社が請け負った。

本業務は、システムを適切な状態に維持し、安定的な運用を行うことを目的としていることから、パッケージソフトの開発元であり、本市向けカスタマイズを実施した富士通エフ・アイ・ピー社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ

(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

低公害貨物自動車リース事業業務委託

2 契約の相手方

大阪ガスファイナンス（株）

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市低公害貨物自動車リース契約を締結した事業者(車両の使用者)から、毎月リース料金の徴収、車両のメンテナンス等リース事業に係る業務全般を委託するものである。

大阪市低公害貨物自動車リース事業は、平成 15 年度から 18 年度まで、各年度に事業者(車両の使用者)を募集し、リース契約開始時に 5 年間のリース契約を締結する形式をとっている。リース契約は、事業者(車両の使用者)と CEV リースセンターとの間で締結し、本市は車両の所有者という位置づけとなっている。

CEV リースセンターは、平成 15 年度に(財)都市交通問題調査会が(株)オージック(平成 22 年 10 月に大阪ガスファイナンス(株)に社名変更)、オージオオートサービス(株)(現:大阪ガスオートサービス(株))と民法上結成した組合組織である。しかし、本市の低公害貨物自動車リース事業業務委託については、委託先に法人格が必要なため、CEV リースセンターの主たる構成員である(財)都市交通問題調査会に随意契約してきた。(なお、リース事業に係る事務については、(財)都市交通問題調査会が行うよう、CEV リースセンター内でのとりきめにより定められていた。)

しかし、平成 18 年 3 月に(財)都市交通問題調査会が解散し、これに伴い、リース事業に係る事務については、大阪ガスファイナンス(株)が行うよう、CEV リースセンター内でのとりきめを改訂したため、平成 18 年度以降は CEV リースセンターの主たる構成員であり、リース事業の担当である(株)オージック(現:大阪ガスファイナンス(株))に随意契約してきている。

平成 18 年度中に締結したリース契約は、5 年間契約で平成 23 年度までの契約期間となっている。リース契約期間中は契約者を変更することはできない。また、リース契約満了後の再リースについても、CEV リースセンターと事業者とのリース契約で当初から定められている。

本業務の委託については、CEV リースセンターの主たる構成員である大阪ガスファイナンス(株)以外の者では実施できないので、大阪ガスファイナンス(株)

と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課自動車排ガス対策グループ

(電話番号 06-6615-7965)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場エレベータ保守業務

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株) 関西支社

3 随意契約理由

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されています。エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告義務等人的安全保護上かなりの規制があります。

故に日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要不可欠な業務であり、設置業者によってそれぞれ異なる構造・材料及び部品の結合体であるエレベータの保守をするためには、設備構造・特異性を熟知した設置業者でなければならず、施行責任の一元化及び問題が発生した際の緊急対応とともに、他業者では不可能です。

上記の理由により、東芝エレベータ(株)関西支社と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場 (電話番号 06 - 6463 - 4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場電子計算機保守業務委託

2 契約相手方

横河フィールドエンジニアリングサービス株式会社

関西サービスセンター

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。

保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を熟知している必要がある。また、本電子計算機は、横河電機株式会社の独自の技術により設計・製作されており、部品についても独自の技術で製作されたものがほとんどである。

したがって、本保守業務委託を実施することができるのは、横河電機株式会社より技術提供があり、本電子計算機における部品の購入及び補修を唯一委託されている横河フィールドエンジニアリングサービス株式会社だけである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場 (電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

東北環境事業センター外3ヵ所
ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

川重冷熱工業(株) 西日本支社

3 随意契約理由

東北環境事業センター、東南環境事業センター、中部環境事業センター出張所及び東部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は川重冷熱工業(株)のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である川重冷熱工業(株)だけである。

上記理由により川重冷熱工業(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造㈱

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務付けされている。

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要な不可欠な業務である。また、エレベータは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能であるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

- 1 契約名称 平野工場エレベータ保守業務
- 2 契約の相手方 日本エレベーター製造株式会社
- 3 随意契約理由 エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務付けされている。
当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要な不可欠な業務である。また、エレベータは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 施設部 平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場エレベーター保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

大阪営業所 所長 成瀬 友章

3 随意契約理由

エレベーターについては、建築基準法第34条により「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけられている。

当工場では上記業者製のエレベーターが設置されているが、日常利用されるエレベーターの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベーターの運転に必要不可欠な業務である。また、エレベーターは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。よって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1. 案件名称

西淀工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、エレベータの運転に必要な不可欠な業務である。また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が、整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

上記の理由により、東芝エレベータ株式会社と特名随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

環境局 施設部 西淀工場（電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立北斎場エレベーター及びエスカレーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

北斎場に設置されているエレベーター及びエスカレーター設備は、東芝エレベータ株式会社が製造、設置したものであり、故障を未然に防ぐとともに正常な状態を維持し、人荷への安全性を確保するため、昇降機の運転状態を製造業者の情報センターで、常に監視できる機能を備えている。

また、部品交換等が生じた場合、機器の仕様並びに構造を熟知しており、部品等の入手は他社では実施不可能である。

そうしたことから、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証と設備の性能保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (斎場・霊園)

(電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造㈱

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務付けされている。

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要な不可欠な業務である。また、エレベータは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、日本エレベーター製造㈱と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

粗大ごみ収集申込受付業務

2 契約の相手方

(株)エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

3 随意契約理由

(1) 粗大ごみ収集については、定期収集制によって生じていた事業系ごみの便乗排出、道路上への大量排出による交通障害等を改善し、ごみの減量化を推進するため、電話申込による申告制を導入し、一部地域でのテスト実施を経て平成 12 年 10 月から全市実施した。これについては、市内どこからでも同じ電話番号にて申し込みすることができる粗大ごみ収集申込受付業務を行ってきたところであり、また、受付業務及び収集作業の効率化を図るため、平成 17 年 6 月からはコンピューターシステム（粗大ごみ受付システム）を導入している。

同社（当時の社名は(株)NTTダイナミックテレマ）は、平成 9 年 9 月からのテスト実施を検討した際、他都市において同業務を行っていた実績があり、また、当時同業務を行っている業者が他に存在しなかったことから、特名随意契約により委託したのをはじめとして、現在まで本市申込受付業務を行っている。それにより、受付業務におけるオペレーションのノウハウを有しており、粗大ごみ以外の本市ごみ収集事業についての市民からの問合せへの対応についても豊富な経験があり、受付システム導入に際しては、そのシステムを構築し、運用している。

このことから、同社であれば、これまでの経験で蓄積されてきた本市粗大ごみ収集受付業務についての知識を活用することで、輻輳することなく業務を運営することができ、責任ある作業の遂行が期待できる。また、受付システムについても、5 年以上の稼働が可能となっており、これまで蓄積・整備された受付システム上のデータ（狹隘路情報、集合住宅排出場所情報等の地図情報、過去の申込履歴、品目情報、収集日程情報）についても引き続き活用することが可能である。

さらに、平成 18 年 10 月から実施した粗大ごみ収集の有料化に際しては、同社（当時の社名は(株)NTT西日本-関西）により受付システムに有料化対応のプログラムがなされ、支障なく移行作業やオペレータ研修を実施するとともに、事業管理課（当時：業務企画担当）及び各環境事業センターと密接な連携をとって有料収集に対応した受付案内を行っている。

仮に、別業者で受付業務を行う場合、一から受付オペレータ研修を実施することとなり、また、その研修や新たな受付システムの構築及び機器設置等により経費が別途発生するだけでなく、運用に至るまでの間、業務に支障をきたさず蓄積・整備されているデータを円滑に移行するためには、相当の期間が必要となる。そのうえ、オペレーション業務と受付システム構築及び運用が別々の業者となれば、受付業務遂行上、相互に密な連携を取りながら日々の協力・支援体制を築く必要性もあることから、さらなる費用や期間がかかる。

他都市の一部では、粗大ごみ収集受付業務について、公募型企画提案方式や入札により業者選定を行っているが、いずれも契約手続きから受付業務の運用開始まで約1年を要することや、契約期間も5年間の長期となっており、行政区の再編を目標としている本市の実情では、現時点において新たな入札等を行うことが困難と考えている。

したがって、ごみの減量推進等を目的として実施されてきた申告制粗大ごみ収集について、平成25年4月以降についてもこれまでどおり安定した申込受付業務を行うにあたり、受付業務とシステム運用を一体で行うことができる同社に委託することが経費や期間において有利である。

(2) 粗大ごみ収集申込受付業務は、本市職員に代わって市民対応を行う重要な業務であり、自治体が行う業務及び本市の施策を十分に理解した業者に委託することが必要である。加えて同社に委託後の状況は、受付オペレータの市民対応研修も計画的かつ適切に実施されており、申告制の浸透に応じて受付件数も増加している中、市民とのトラブルをなくすため、日常的に環境事業センターと密接な連携を取りながら、円滑に業務を遂行しているところである。また、平成14年1月にはコンタクトセンター業務の国際的な品質認証の規格であるCOPCを取得し、同基準に基づいた運営で高品質のオペレーションを確保している。

(3) 平成21年3月より「大阪市個人情報保護条例」が改正されたが、同社では平成17年1月にプライバシーマークを認証取得し、個人情報保護の取り組みに努めており、社内での個人情報保護規程を策定し、保護責任体制を明確にするとともに、受付オペレータに対しても、個人情報の保護に関する教育・研修を定期的実施している。

また、受付業務の実施場所についても、独立した受付スペースが確保でき、部外者が入室することがないように警備員による身分証の確認やバイオメトリクス認証やパスワード認証など多重のチェック体制を講じている。

このように、個人情報に関する取り扱いにおいて、本市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取り扱いには万全を期していくものと考えられ、個人情報保護の面でも、

本市の委託先管理監督の強化・徹底に即した対応を行うことができ、受付業務の円滑な運営が図られる。

(4) 粗大ごみ受付システムの所有権は、同社にあることから、入札による方法を行った場合には、運営費及び本市仕様に合わせたシステムを新たに構築する必要があり、現在よりシステム構築費が高くなると考えております。受付システムに支障が生じるまでの間、単年度契約により現システムを継続して利用することが、本市にとって大きな有益性があるものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3226)

随意契約理由書

1 案件名称

面的評価システムデータ更新等業務委託

2 契約相手方

中外テクノス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

自動車騒音常時監視業務は、騒音規制法第 18 条に基づく法定受託事務として規定されており、本市では、環境省が自治体配布用に提供している「面的評価支援システム（以下、支援システム）」を基に面的評価システムを構築し、自動車騒音常時監視結果を算出している。また、面的評価システムには、自動車騒音常時監視結果の算出機能とともに、道路構造対策や交通流対策の効果を予測評価する機能を実装している。

本業務は、市内幹線道路沿道（総延長 442.2km、692 区間）における道路情報や騒音調査結果等の情報を整理し、本市が構築した「面的評価システム」に反映させ、騒音レベルを計算させることにより、環境基準の達成状況を把握するとともに、騒音対策効果の予測評価を行わせることで自動車騒音の効果的な対策計画の立案等に資するものである。

面的評価システムは、支援システムと道路構造対策や交通流対策の予測評価機能から構成されている。支援システム、予測評価機能ともに中外テクノス(株)が開発・製作しているが、前者はライセンスフリー、後者は同社が著作権を有している。

また、支援システム更新時に、予測評価機能との連動性確保を目的とした面的評価システムの解析作業が必要であり、その作業については、システムを開発した同社以外行うことができない。

したがって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 （電話番号 06-6615-7942）

随意契約理由書

1 案件名称

西南環境事業センター外 2 ヲ所
ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

西南環境事業センター、西部環境事業センター及び南部環境事業センター一本館の空気調和用熱源機器は(株)日立製作所のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、(株)日立製作所の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしている(株)日立ビルシステムだけである。

上記理由により(株)日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立小林斎場・佃斎場火葬業務委託

2 契約相手方

株式会社 スター

3 随意契約理由

小林斎場及び佃斎場は平成23年10月1日から平成25年3月31日まで火葬業務委託を締結し事業を実施している。平成25年度以降の契約については、本来、平成24年度中に入札、契約に至る予定であったが、斎場運営形態の変更により、平成25年12月1日から指定管理者制度を導入することとなり、平成25年11月30日までは直営及び業務委託により火葬業務を執行する必要がある。

火葬業務は市民にとって必要不可欠な業務であり、1年364日継続して業務を行い、安定的な事業運営が求められており、当該業務については火葬炉の運転・操作、火葬執行、整骨及び収骨業務等には非常に高度な技術が必要となり、また、地域により異なる葬儀習慣等を十分に理解した上での作業が必要となる。

小林斎場・佃斎場については、現状株式会社スターと契約しているが、当該業者と平成25年11月30日まで継続して契約することにより、新たに人員の確保を行う必要がないこと、火葬業務に従事する人員の研修や技能習得に時間を要する必要がないことや、仮に事業者が入札執行で新規事業者に替ってしまうことによる引き継ぎ期間が不要になることなど、安定的な事業執行が可能になる。

また、指定管理者制度導入までの8か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な人員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、平成23年度に実施した競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、現状、本業務を誠実かつ確実に履行している上記業者と契約する方が有利である。

以上の理由から、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場・霊園）

（電話番号 06-6630-3135）

随意契約理由書

1 案件名称

北斎場外1 斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

北、鶴見斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

保守点検業務は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また点検後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は株式会社日立ビルシステムのみである。

上記理由により、株式会社日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3358)

随意契約理由書

1 案件名称

環境局あべのルシナス庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

共同総合サービス株式会社

3 随意契約理由

環境局あべのルシナス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシナスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部総務課 (電話 6630-3116)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

本保守業務委託は、西淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機システム故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を熟知している必要がある。

本電子計算機システムは、富士電機（株）の独自の技術により設計・製作されたものであり、部品についても独自の技術で製作されたものがほとんどである。

従って、保守業務委託を実施することができるのは、富士電機（株）だけである。上記の理由により、富士電機（株）と特名随意契約を行う

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 西淀工場 （電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手側

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務付けされている。

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要不可欠な業務である。また、エレベータは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、上記相手方随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 住之江工場 (電話06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設センター内機器等点検業務委託

2 契約の相手方

富士車輛（株）

3 随意契約理由

南港管路輸送施設のローカルドラム等各設備は、富士車輛（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本業務委託については、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設のローカルドラム等各設備を設計・施工した会社以外では、本業務委託に対して技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士車輛（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号06-6630-3361）

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業業務委託

2. 契約の相手方

(株)八紘製作所

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民によって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

ごみの閉塞は何時発生するか予測できないものであり、閉塞の原因も多岐にわたるものであり、閉塞時はごみの収集ができないことから早急な復旧が求められ、目測を誤るとさらなる二次的被害を招く恐れもある。

そのため、ごみの閉塞除去作業については、閉塞箇所や原因の推定に迅速かつ適確さが要求されるうえ、ドラム又は輸送管内の閉塞の作業環境の中、早期にかつ安全に作業を完結させる必要があることから、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できない。

上記業者については、施設竣工後より、プラント製造業者と共に下請負業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、後年、プラント製造業者からメンテナンスの委嘱を受け、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、ローカルドラム及輸送管に係る閉塞除去作業について、一手に担ってきているところであり、他社では対応できないところである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課 (電話番号06-6630-3361)

随意契約理由書

1 案件名称

天六公衆トイレ清掃・管理業務委託

2 業者名

東宝ビル管理 株式会社

3 随意契約理由

当該トイレのある大阪市立住まい情報センター、大阪市立子育ていろいろ相談センター及び三井住友銀行天六施設の建物のビル清掃業務については、平成11年10月の開設当時からビルの維持管理上一業者に委託している。

当該ビルは、清掃業務について平成24年度から28年度まで長期的な継続契約を行っており、上記業者が委託先業者として決定しているため、当局についても上記業者に委託することとする。

作業員が常駐して同ビル全体の清掃を行うことにより、本業務における規定の清掃のみならず、施設破損や市民公聴等にかかる当局への連絡等の対応が常時可能となることなど、円滑な施設管理を行うことができる。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、東宝ビル管理株式会社と随意契約をお願いします。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所エレベータ設備保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているエレベータ設備は、日本オーチス・エレベータ（株）製であり、昇降機の運転状況を情報センターにおいて常に遠隔監視できる機能を備え、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。また、設置業者によってそれぞれ異なる構造・材料及び部品の結合体であるエレベータの保守を行うためには、設備構造・特異性を熟知した設置業者でなければならず、施行責任の一元化の観点から他業者では不可能であるため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 中部環境事業センター出張所 （電話番号 06-6567-0750）

随意契約理由書

1 案件名称

UNEP 国際環境技術センター警備業務

2 契約の相手方

(株)コアズ

3 随意契約理由

本委託は、鶴見緑地公園内に建設されている、UNEP 国際環境技術センター施設における警備業務を委託するものであり、施設内巡回警備、異常発生時の緊急対応、夜間・施設休業日における機械警備を実施することにより、施設の損傷行為や管理上支障となる行為、事故等を未然に防止し、施設利用者の安全確保を図るものである。

本施設建物には、1階に市の外郭団体である公益財団法人 地球環境センター（GEC）、2階には環境保全技術の発展途上国への普及のために大阪市が誘致した UNEP 国際環境技術センターが入居しており、国連職員が勤務している。

本施設建物のこのような用途・現状により、本施設建物については十分な警備を行う必要がある。

一方鶴見緑地公園の全体警備については、ゆとりとみどり振興局が入札により業者と複数年単位の契約を結んでおり、公園全体の中央制御室にて管理を行う形をとっているが、公園内に存在する本施設建物はこの公園全体の契約には含まれておらず、当局において個別に別途、警備業務委託の契約を結ぶ必要がある。

その際、本施設建物の警備を効果的で万全なものとするためには、公園全体を一体として管理・警備する必要があるため、当該施設建物と公園全体の警備システムの互換性も必要となってくることから、公園全体の警備を行っている業者と同一の業者が本施設建物の警備を実施する必要があるため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3215）

随意契約理由書

1 案件名称

環境データ処理システム保守管理業務委託

2 契約の相手方

レイシスソフトウェアサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、環境データ処理システムの正常な稼働を確保するため、業務ソフトウェアの保守及びシステムエンジニア及びプログラマによるシステム全般の保守管理を実施するとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期復旧を図るものである。

本システムは、レイシスソフトウェアサービス株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い一貫して構築されたシステムであり、さらに上記業者が導入及び設定作業を行った実績がある。

本業務の実施に当たっては、上記業務プログラム及びネットワーク構成に関連する特殊技術を有したシステムエンジニア・プログラマを確保するとともに、導入当初からの設計に基づくプログラムの修正等に必要な技術を保有している必要がある。また、迅速かつ確実な保守管理が可能であるとともに、一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 (電話番号 06-6615-7943)

随意契約理由書

1 案件名称

UNEP 国際環境技術センター設備保守点検業務

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス㈱

3 随意契約理由

本委託は、鶴見緑地公園内のUNEP国際環境技術センター施設における各建築設備等の保守点検監理業務（一部常時監視業務を含む）を委託するものであり、設備の点検整備の監督、電気事業法にもとづく電気設備の保安代行業務、設備の保全・補修計画、事故や非常時における緊急対応など維持管理全般にわたって本市に代わり業務を代行させ、施設を健全な状態で運用できるよう電気機械設備等の各建築設備等を維持することを目的としている。

鶴見緑地公園内にある各施設の電気供給については公園全体として供給を受けたい個々の施設に分配されるしくみであり、UNEP国際環境技術センターを除く鶴見緑地公園全体の設備保守は、ゆとりとみどり振興局が競争入札により複数年の契約を結んでいる。

本業務の遂行にあたっては、点検整備の監督業務のほか、当該施設の運営状況などを考慮しながら鶴見緑地公園事務所や他の公園施設の関係者との協議、工程調整等も行う必要があり、それら公園全体の諸状況を十分把握し調整した上で適切に本業務を実施しなければならない。

上記業者は、鶴見緑地公園全体の設備保守点検業務の契約相手方であり、本業務の遂行にあたっては、当該施設にかかる運営状況等に加えて、公園全体の点検整備の監督業務及び、公園内の他の施設の運営状況などを考慮しながら、各施設関係者との協議や工程調整等を効果的に行うことができる。

また常時、鶴見緑地公園内に同社の社員が詰めていることから、設備の故障等の緊急時の対応も迅速かつ効果的に行うことができる。

公園全体の設備にかかる一体管理を行う業者と同じ業者であれば、上記のとおり迅速かつ効果的に本業務を行えるうえ、経費的にも合理的に行えると考えられるため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3215）

随意契約理由書

1 案件名称

し尿収集運搬業務委託

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

- (1) 同協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の浄化槽清掃業者が浄化槽清掃等の共同受注等を目的として設立したものである。

し尿収集運搬業務を実施できるのは、類似の事業を実施している浄化槽清掃業者だけであることから、本市のし尿収集運搬業（仮設便所及び多量排出事業所に限る）についても、同協同組合の組合員（28者）に対し許可している。

- (2) 浄化槽清掃汚泥等の本市処理施設への受入れについても、同協同組合に対し本市内で営業している浄化槽清掃業者の代表として、本市施設での受入れを承認しており、浄化槽清掃と類似のし尿収集運搬業務についても同協同組合に委託することにより統一的な取り扱いとすることが望ましい。

- (3) 年々、本市のし尿収集対象家屋は減少の一途にあり、下水道の進捗状況と相俟って年度途中でも地域によっては対象家屋が大幅に減少するおそれがあり、個々の地域毎に業者を選定して業務を委託させることは、各地域の水洗化の進捗状況によっては、業務量の激減によるコスト増の負担を個々の業者に負わせることになりかねないため、同協同組合に市内全域を一括して業務委託することにより、安定した円滑な事業の実施を図る。

- (4) 平成4年10月より同協同組合に本業務を委託しているが、作業内容を熟知し、円滑に業務を遂行している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

一般廃棄物処理業者団体への事務委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

3 随意契約理由

この事務は、本市が許可した一般廃棄物許可業者に対して、定例的に焼却工場への搬入券（年 25 回）及び処理手数料の納入通知書（年 12 回）や必要な事務連絡、通知（随時）を、一般廃棄物収集運搬業許可業者（平成 25 年 4 月 1 日現在で 348 業者）に交付する事務であり、これを一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会（以下「一廃協」という。）に委託している。

本来、搬入券や納入通知書の交付等は、本市が直接実施すべきものであり、過去には、一般廃棄物収集運搬業許可業者数は、昭和 51 年度までは、42+2 団体（大清連・同衛）であったので、本市としては、44 業者へ搬入券の交付等を行ない、団体許可を受けている 2 団体が傘下の業者（約 350 業者）に搬入券や納入通知書の仕分け及び配布を行っていた。

しかし、昭和 52 年度から許可業者の指導を徹底するなどの目的から、団体許可ではなく個別に許可を与え 42+355 業者の合計 397 業者となったことに伴い、日常的な事務として搬入券や納入通知書の配付、仕分け等について、397 業者を対象とすることとなった。

具体的な事務としては、年 25 回システムで連続印刷された搬入券、6,100 枚×3 枚（B4 サイズ 3 枚複写に各 3 枚の搬入券を印字）について、搬入券を 1 枚ずつ切り離し、個別の業者ごとに仕分けのうえ配付すること及び、年 12 回業者ごとに印字された納入通知書の配付等を行うものである。

これに伴い本市の事務量が大幅に増加したことから、効果的に事務を進めるため、従来、団体が担っていた搬入券や納入通知書の配付、仕分けについて 397 業者の大半が加入していた一廃協に代行させることとして、昭和 56 年度から同協会に委託している。

なお同団体は許可業者の大半が加盟しており、（平成 25 年 4 月 1 日現在 348 団体中 333 業者が加盟）また、搬入券の配付時にあわせて、団体としての集会を開催しているため、その場を利用し、個別業者へ手渡しで配付することが可能であり、効率よく対応できるといった利点もあり、これに代わる許可業者の団体は存在していない。

さらに、この事務を許可業者団体以外の民間業者へ委託した場合は、団体の集会を活用した搬入券の配付等が困難となるため、別途、専用の窓口や要員を用意する必要があり、本市が直接、事務を実施する場合と同様に大幅な経費増が見込まれる。

このため、本事務については、一廃協に委託することが最も効果的であり、他の適当な委託先もないことから、一廃協へ特名随意契約で委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課

（電話番号 06-6630-3265）

随意契約理由書

1 案件名称

北斎場外2ヵ所
ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

テクノ矢崎(株) 大阪支店

3 随意契約理由

北斎場、小林斎場および鶴見斎場に設置されている空気調和用熱源機器は矢崎総業(株)のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、矢崎総業(株)の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしているテクノ矢崎(株)だけである。

上記理由によりテクノ矢崎(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 委託名称

環境局用地（焼却工場）測量登記業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

当該業務では、工場敷地と他の施設との敷地を分筆していくものであるが、分筆するためには、基本的に隣接地所有者全員との境界確定協議書の取り交わしが必要であるが、今回の対象物件は合計194,020.31㎡、関係権利者数は100名以上、所在も大阪府外を含め広範囲にわたるため、各種調査検討、周辺土地所有者との立会、協議、境界確定等の業務量は膨大である。また、法務局備え付け地図についても、大阪市内において精度が悪い箇所が多く、地図訂正等を行う必要が高いことから、大阪法務局への申請書類等の作成にあたり、膨大な業務が必要となり、多大な時間を要することとなる。

一方で、相続や売買により所有権が移転しているにも関わらず、登記簿謄本の名義が変更されていないため実際の所有者と異なることも多々あり、境界確定には、まず、真の所有者を確定し、所在を確認することが必要となってくる。

不動産の表示に関する登記は、土地や家屋について必要な調査を行い、または測量した結果を前提として行うことのできる登記であり、そうした調査や測量は専門的知識を必要とする。このような専門職としての国家資格者として認められているのが土地家屋調査士であり、単に土地を測量して不動産登記簿に反映するだけでなく、その土地について、権利の客体として適格かどうかを、民法、不動産登記法等に照らし、法律的に判断する能力が必要となる。嘱託登記業務では、専門知識を有する者が、土地の境界や沿革等を綿密に調査した上でないと正確な業務量の把握が困難であり、種々の資料調査、現地調査、官民境界、民々境界等の立会、測量を行い、初めて具体的に処理すべき作業の内容や数量が定まる特殊な業務である。

これらの膨大な業務を、平成26年7月に一部事務組合で事業開始するためには、限られた期限内に処理する必要がある。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「公嘱協会」という）は、その専門的な能力を結合して官公庁等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な実施に寄与する目的で、土地家屋調査士法第63条により設立され、表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している。

同法人は多くの加盟者（約260名）を抱えるため、膨大な事務量に対しても柔軟に人員の増員を行い組織的に対応することが出来ることはもちろん、土地家屋調査士法に基づき、正当な理由がなければ調査士又は調査士法人が同法人へ加盟することを拒めないこと（同法63条第1項第2号）が明記されており、また、法務局又は地方法務局長は業務の適正を確保するため必要と認めるときは業務状況を調査する権限を有する（同法施行規則第48条）など、業務の適正性が法的にも担保されているものである。

さらに、同法人は、多くの地方公共団体などの不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有している。尚且つ、本業務に対する適正かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する、経験、技術力、及び組織力を十分に有している唯一の公益法人である。

また、公嘱協会への一括随意契約を扱った判例（大阪高裁平成15（行コ）34等損害補償請求事件・同附帯控訴事件）においても、大量の登記測量業務が集中する場合に、これを迅速に処理するために、普通地方公共団体が各協会（司法書士協会、調査士協会）との間で随意契約により登記測量業務の委

託契約を締結するということは、その制度（土地家屋調査士法）の趣旨に沿うものであり、法施行例167条の2第1項第2号にいう「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものが多いとされ、これに該当する場合は個々の契約案件ごとの種類、内容、性質、目的等諸般を考慮して、契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるものであり、将来の一定期間に渡るような一括委任は違法だが、大量の登記測量業務である場合、公嘱協会への委託は同法の趣旨にかなうものであるとしている。

以上の理由により、同法人と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部企画課（電話番号06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市家庭系ごみ収集輸送事業民間化に係る制度設計支援業務委託

2 契約の相手方

新日本有限責任監査法人

3 随意契約理由

今回委託する業務は、平成 26 年度末を目途とした家庭系ごみ収集輸送事業の民間化並びに職員の非公務員化に向けて、高度な専門的知識に基づき調査・報告を実施し、具体的・適切なアドバイスを提供することにより、諸課題の解消を図るというものです。

本業務の目的を達成するためには、新会社を設立し、現業職員の移管を円滑に進め、安定的に事業を実施することが不可欠であり、そのためには、会計、財務、税務や人事労務管理等の高度な専門的知識を基に検討を進めていく必要があります。

そのため、企画提案により最も効果的と認められる企画案を提出した事業者と委託契約を行うことが適当であると考え、あらかじめ本業務のプロポーザルを実施することとしました。

プロポーザルの実施にあたっては、参加事業者を公募し、2社から企画案の提出がありました。この企画案について、大阪市家庭系ごみ収集輸送事業民間化に係る制度設計支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会において審査したところ、総合的に優秀な企画案として判断し、新日本有限責任監査法人の案を採用することになりました。

ついでには、新日本有限責任監査法人に本業務の実施を委託することにより、事業の目的を最も効果的に達成できると考えられますので、当該事業者と随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部企画課（電話 06-6630-3156）

随意契約理由書

1 案件名称

「大阪打ち水大作戦」打ち初め式の運營業務委託

2 契約相手方

(株)リアライズ

3 随意契約理由

本業務は、イベントに関する企画、デザイン、設計など非定型的かつ創造力を要する業務であることから、競争入札に付することができない。

このため、本業務の契約にあたっては、コンペ方式を採用することとし、環境局ホームページ上にて企画提案を募集、5月22日に『「大阪打ち水大作戦」打ち初め式企画案審査委員会』を開催し、申請のあった2団体の企画案について各委員が採点を行い、上記業者の企画案が最も優れているとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課 (電話番号 06-6630-3262)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 25 年度環境局階層別研修業務委託

2 契約の相手方

有限会社ビジネス・パートナー・オフィス

3 随意契約理由

環境局では、時代の変化、住民思考の変化、当局の現状など日々変化する中で、専門的かつ多岐にわたる能力が職員にもとめられているため、平成 17 年度所属研修より外部機関（専門家）に委託し、民間機関のノウハウを活用して、多種多様な市民ニーズに対応できる能力開発を担う研修を実施している。

一方、委託契約について、業務委託契約における随意契約ガイドラインにおいて、「企画、設計、解析、デザイン等のような非定型的または創造力を要する業務について、仕様内容を作成・決定できない場合や民間事業者のノウハウにより仕様内容の一層の向上を求める場合、入札に適さないものとして企画競争方式（コンペ方式・プロポーザル方式）が一般的に実施されている。企画競争方式（コンペ方式・プロポーザル方式）を採用する場合には、個々の契約ごとに契約の種類、内容、性質、目的等を考慮して、競争入札に適さないものであるかどうか慎重に検討する必要がある。また、事業者選定方法として、指名型・公募型があるが、公平性・透明性の確保に留意する必要があることから、原則公募型で行うこととする。また、恣意的に公募条件、契約相手方を決定していないことを明らかにするためにも、審査委員会を設置し、公募条件や契約相手方を決定したプロセスを積極的に情報提供する必要がある。」とされている。

本業務委託の業者を選定するにあたり委託内容の性質を鑑み、企画競争方式（プロポーザル方式）を採用することが最も望ましく、次の項目を検討実施することから企画競争方式（プロポーザル方式）を採用した。

- ・研修実施にあたっては、多種多様な市民ニーズに対応できる能力を開発することを目的しており、研修の企画内容が最も重要で、民間事業者のノウハウにより仕様（企画）内容の一層の向上が求められておりかつ、価格のみの競争により難しいことから企画競争方式（プロポーザル方式）が最も望ましい。
- ・事業者選定方法は、公平性・透明性を確保する必要があることから本市ホームページを活用し公募を行い、公募時に公募条件・審査基準についても公開した。
- ・業者選定にあたっては、「環境局職員研修業務委託」企画提案審査委員会を設置し、その要綱に基づき、採点方式とし、最高得点を得た事業者を選定することとした。
- ・価格についても、審査の一基準とし、価格の競争性も確保した。

今回参加があった事業者を「環境局職員研修業務委託」企画提案審査委員会設置要綱記載の審査基準に基づき審査した結果（別表）、有限会社ビジネス・パートナー・オフィスが最高得点を得たことから、平成 25 年度環境局階層別研修の委託先として最も優れているものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 職員課（電話番号 06-6630-3169）